

令和4年3月3日開会

令和4年3月3日閉会

第10回久慈広域連合議会定例会会議録

久慈広域連合議会

第10回久慈広域連合議会定例会

○議事日程第1号	1
○会議に付した事件	1
○出席・欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のための出席者	1
○開会・開議	2
○諸般の報告	2
○会期の決定	2
○会議録署名議員の指名	2
○広域連合長施政方針演述	2
○議案第1号から議案第7号まで	3
提案理由の説明	3
総括質疑	5
○一般質問	5
14番城内仲悦君	5
広域連合長答弁	6
再質問	7
6番南一郎君	12
広域連合長答弁	12
再質問	13
○議案第1号	14
質疑	15
採決	20
○議案第2号	20
質疑	21
採決	25
○議案第3号	26
質疑	26
採決	28
○議案第4号	28
質疑	29
採決	30
○議案第5号	30
質疑	30
採決	30
○議案第6号	31
質疑	31
採決	31
○議案第7号	31
質疑	31
採決	32

○閉会	32
署名	33

第10回久慈広域連合議会定例会会議録

議事日程第1号

令和4年3月3日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 広域連合長施政方針演述
- 第4 議案第1号から議案第7号まで
提案理由の説明・総括質疑
- 第5 一般質問
- 第6 議案第1号（質疑・討論・採決）
- 第7 議案第2号（質疑・討論・採決）
- 第8 議案第3号（質疑・討論・採決）
- 第9 議案第4号（質疑・討論・採決）
- 第10 議案第5号（質疑・討論・採決）
- 第11 議案第6号（質疑・討論・採決）
- 第12 議案第7号（質疑・討論・採決）

護保険特別会計予算

- 日程第8 議案第3号 令和3年度久慈広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第4号 令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第5号 個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第6号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて
- 日程第12 議案第7号 いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めることについて

会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 広域連合長施政方針演述
- 日程第4 議案第1号 令和4年度久慈広域連合一般会計予算
議案第2号 令和4年度久慈広域連合介護保険特別会計予算
議案第3号 令和3年度久慈広域連合一般会計補正予算（第2号）
議案第4号 令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第5号 個人情報保護条例の一部を改正する条例
議案第6号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて
議案第7号 いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第1号 令和4年度久慈広域連合一般会計予算
- 日程第7 議案第2号 令和4年度久慈広域連合

出席議員（13名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 大上 智君 | 2番 森田 幸一君 |
| 3番 小野寺 豊君 | 4番 野崎 泰斗君 |
| 5番 信田 義朋君 | 6番 南 一郎君 |
| 8番 下舘 岩吉君 | 9番 小倉 利之君 |
| 10番 二子 賢一君 | 11番 黒沼 繁樹君 |
| 12番 泉川 博明君 | 13番 佐々木 栄幸君 |
| 14番 城内 仲悦君 | |

欠席議員（1名）

- 7番 金沢 秀男君

事務局職員出席者

- | | |
|----------|---------|
| 書記 大沢 克美 | 書記 長根 健 |
| 書記 中村 安耶 | |

説明のための出席者

- | | |
|---------------|---------------|
| 広域連合長 遠藤 譲一君 | 副広域連合長 岡本 正善君 |
| 副広域連合長 小田 祐士君 | 副広域連合長 榎屋 伸夫君 |
| 監査委員 石渡 高雄君 | 事務局長 上有谷 満君 |
| 消防長 大粒来輝行君 | 会計管理者 畠山 健治君 |
| 消防次長 城内 和彦君 | 消防次長 中屋敷 亨君 |
| 総務企画課長 板垣 俊隆君 | 介護保険課長 橋本 藤雄君 |
| 衛生課長 中新井田理君 | 久慈消防署長 佐々木昭二君 |
| 洋野消防署長 久慈 一志君 | |

~~~~~

**午前10時00分 開会・開議**

**○議長（佐々木栄幸君）** おはようございます。ただいまから第10回久慈広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。  
欠席の届出は、金沢秀男議員からありました。

~~~~~

諸般の報告

○議長（佐々木栄幸君） 諸般の報告をいたします。
広域連合長から議案の提出があり、お手元に配付してあります。

次に、監査委員から現金出納検査結果報告4件及び定期監査報告1件が提出され、お手元に配付してあります。

次に、広域連合長から執行機関の紹介のため、発言を求められておりますので、これを許します。

遠藤広域連合長。

○広域連合長（遠藤譲一君） それでは、新たに選任された副広域連合長のご紹介をさせていただきます。

去る1月29日に洋野町長に就任されました、岡本正善氏でございます。

今後、久慈広域発展のため、ご尽力いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

以上で、紹介を終わります。

~~~~~

**日程第1 会期の決定**

**○議長（佐々木栄幸君）** これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（佐々木栄幸君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、小倉利之君、二子賢一君を指名いたします。

~~~~~

**日程第3 広域連合長施政方針演述**

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第3、広域連合長施政方針演述であります。

遠藤広域連合長。

**○広域連合長（遠藤譲一君）** おはようございます。

第10回久慈広域連合議会定例会において、令和4年度予算案及び諸議案をご審議いただくに当たり、各施策の概要を申し述べ、住民並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和3年度は、関係市町村をはじめ、関係する皆様のご協力により、3月1日に汚泥再生処理センターの供用開始を迎えることができました。今後におきましても、関係市町村と連携し、広域行政事務の円滑で安定的な運営に取り組んでまいります。

一方で、人口減少、少子高齢化等、当地域が抱える課題は少なくありません。関係市町村の財政状況が一段と厳しくなることが予想される中、持続可能な行政サービスを提供するには、効果的な施策の選択、計画的な施設整備や管理運営が重要であると考えております。

当広域連合は、「介護」「火葬」「ごみ・し尿処理」「消防」の限られた共同処理事務の範囲ではありますが、担うべき役割を踏まえ、適正な行財政運営に取り組んでまいります。

それでは、久慈広域連合広域計画に掲げる項目に沿って、新年度の施策の方向性について申し上げます。

初めに、介護保険事業について申し上げます。

令和4年度は、第8期介護保険事業計画の中間年度に当たることから、介護保険サービスの利用状況や計画の進捗状況などの検証を行い、「高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように」の基本理念の下、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年度、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進とともに、今後増加が見込まれる認知症高齢者への支援体制の構築に向けた取組を、関係市町村はもとより、保健、福祉、医療等関係機関と連携して推進してまいります。

また、令和6年度を初年度とする第9期介護保険事業計画の策定の基礎資料とするため、日常生活圏域ごとに高齢者の生活実態及び地域課題を把握する「介護

予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施してまいります。

このほか、介護保険制度の適正な運営に向け、事業計画や制度の周知、介護給付費適正化事業の推進、保険料の滞納解消に向けた取組に努めてまいります。

次に、衛生事業について申し上げます。

ごみ処理事業につきましては、地球温暖化に伴う豪雨や猛暑などの気候危機を克服するため、関係市町村が目指している「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」の脱炭素社会の実現に向け、ごみの排出抑制と資源リサイクルを徹底、特にプラスチック資源循環の取組を促進し、持続可能な社会づくりへの貢献と、地域住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ってまいります。

し尿処理事業につきましては、公共下水道など、他の汚水処理事業と比較し、引き続き、公平な住民負担の在り方を精査するとともに、安定かつ適正なし尿処理体制の確立に努めてまいります。

これらの廃棄物処理事業における主要施設の整備方針につきましては、し尿処理場は新たに建設した汚泥再生処理センターの供用を開始したことから、適切な運営・維持管理に努めてまいります。

また、ごみ焼却場は、現施設の基幹改良工事が完了したことから、引き続き適切な維持管理に努め、最終処分場は埋立て容量が残り少ない状況にあることから、今後も関係市町村と相互に連携しながら、延命化を図るとともに新たな処分場の在り方について検討を進めてまいります。

最後に、消防行政について申し上げます。

火災予防につきましては、当広域管内の建物の近代化、複雑化に伴い、防災情報を的確に把握をするため、今年1月1日より予防OAシステムを更新し、防火対象物及び危険物施設の詳細だけでなく、各種申請許可届出を把握し、災害を未然に防ぐだけでなく、現場活動での支援情報として効率的な運用を図ってまいります。

また、人材育成として、火災予防に関する業務を的確に行うために予防技術資格者を各署所に配置し、新年度から資格者には予防技術資格者証を交付し、職責への自覚と誇りを持って業務を遂行するなど、火災予防の知識向上に努めてまいります。

救急業務につきましては、引き続き新型コロナウイ

ルス感染症予防対策を徹底するとともに、感染症患者の円滑な搬送と適切な治療につなげるため、久慈保健所、感染症指定医療機関と密接に連携してまいります。

また、指導救命士を計画的に養成し、救急救命士の質の担保と救命率のさらなる向上を図ってまいります。

通信体制の強化につきましては、情報通信技術の発展や複雑多様化する災害への対応力強化と行財政上の効率化を図るため、県内10消防本部で進めている「いわて消防指令センター」の令和8年度運用開始に向けて、関係団体と連携し鋭意取り組んでまいります。

消防防災体制の充実強化につきましては、三陸沿岸道路の全線開通に伴い、広域消防の利点を生かし、市町村を越えた効率的な部隊運用により、各種災害に迅速かつ的確に対応してまいります。

また、内閣府が公表した「日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの津波浸水想定」を踏まえ、「久慈消防本部地震・津波対応計画」に従い、浸水区域内の迅速な署所機能移転により消防本部機能を継続するとともに、有事の際における消防力の機動的な運用に努めてまいります。

今後とも、大規模かつ多様化する災害に的確に対応できるよう、消防職員の知識や技能、災害現場での対応能力の向上に努め、消防車両や資機材を計画的に整備し、関係機関と連携強化を図り、地域住民の安全・安心のため消防行政を推進してまいります。

以上、令和4年度の主な施策の方針を申し述べましたが、今後とも関係市町村と緊密に連携して、効率的な組織運営に努め、住民サービスを向上させ、安全で安心な生活を確保するため、諸課題に取り組んでまいります。

改めまして、地域住民並びに議員各位におかれましては、久慈広域連合の運営にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~

日程第4 提案理由の説明・総括質疑

○議長（佐々木栄幸君） 日程第4、議案第1号から議案第7号までを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上有谷事務局長。

○事務局長（上有谷満君） 本定例会に提案いたしました議案7件の提案理由について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号「令和4年度久慈広域連合一般会計予算」について申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億5,853万円に定めようとするものであります。この予算規模は、前年度当初予算額と比較いたしまして2億4,862万6,000円、6.7%の増となっております。

次に、7ページをお開き願います。

歳入の主な項目について、前年度予算額との比較で申し上げます。

分担金及び負担金は、2億2,259万7,000円、6.6%の増、主にし尿処理施設管理運営費負担金の増によるものであります。

使用料及び手数料は、1,524万1,000円、6.6%の増、主にごみ取扱手数料及びし尿取扱手数料の増によるものであります。

国庫支出金は、174万7,000円、3.2%の増、県支出金は43万5,000円、1.6%の減となっております。

財産収入は、817万7,000円、30.5%の増、主に資源物売払収入の増によるものであります。

諸収入は、680万1,000円、62.0%の減、主に岩手県防災航空隊員派遣助成金の減によるものであります。

連合債は、810万円、皆増となっております。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出であります、目的別に主な項目について申し上げます。

衛生費は、1億7,842万9,000円、15.7%の増、主に汚泥再生処理センター運営事業費の増によるものであります。

消防費は、6,997万7,000円、5.3%の増、主に通信指令業務経費及び署所施設整備経費の増によるものであります。

次に、第2条、債務負担行為であります、4ページの第2表のとおり、いわて消防通信指令センター整備事業について、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めようとするものであります。

次に、第3条、地方債であります、5ページの第3表のとおり、最終処分場延命化事業及びいわて消防通信指令センター整備事業について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めようとするものであります。

以上のほか、第4条において、一時借入金の借入れの最高額を、第5条において、同一款内で流用できる経費について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、57ページをお開き願います。

議案第2号「令和4年度久慈広域連合介護保険特別会計予算」についてであります、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71億3,688万5,000円に定めようとするものであります。この予算規模は、前年度当初予算額と比較いたしまして、1,031万2,000円、0.1%の増となっております。

次に、61ページをお開き願います。

歳入の主な項目について、前年度予算額との比較で申し上げます。

保険料は、978万円、0.8%の減、主に高齢者人口の減少及び第8期介護保険事業計画の保険料の確定に伴う減であります。

国庫支出金は、1,157万円、0.6%の増。

支払基金交付金は、328万2,000円、0.2%の増、これらは主に介護給付費負担金の増によるものであります。

繰入金は、459万円、0.4%の増、主に介護給付費準備基金繰入金の増によるものであります。

次に、62ページ、63ページをお開き願います。

歳出であります、目的別に主な項目について申し上げます。

介護総務費は、301万5,000円、3.0%の減、主に介護保険システム改修委託料の減によるものであります。

保険給付費は、1,954万1,000円、0.3%の増、主に第8期介護保険事業計画による保険給付費見込額の増によるものであります。

地域支援事業費は、604万円、1.2%の減となっております。

以上のほか、第2条において、同一款内で流用できる経費について定めようとするものであります。

次に、議案第3号「令和3年度久慈広域連合一般会計補正予算（第2号）」であります、今回の補正は本年度最終補正となりますので、現時点での事業費の最終見込み等により調整を行ったものであります。

1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正は、規定の予算額に歳入歳出それぞれ1,304万7,000円を追加し、補正後の予

算総額を歳入歳出それぞれ36億8,259万3,000円にしようとするものであります。

款及び項の補正額は、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

次に、第2条、繰越明許費であります。4ページの第2表のとおり、通信指令業務経費について、事業費を翌年度に繰越ししようとするものであります。

次に、議案第4号「令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）」であります。今回の補正は1ページのとおり、規定の予算額に歳入歳出それぞれ1,792万1,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ72億1,867万9,000円にしようとするものであります。

補正の内容であります。実績見込みに基づき、歳入につきましては、2ページのとおり、支払基金交付金、県支出金、繰入金を増額、保険料、国庫支出金を減額し、歳出につきましては、3ページのとおり、保険給付費、基金積立金、諸支出金を増額、介護総務費、地域支援事業費を減額しようとするものであります。

次に、議案第5号「個人情報保護条例の一部を改正する条例」についてであります。この条例はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、議案第6号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて」であります。令和4年3月31日をもって陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し、所要の経手を経ようとするものであります。

最後に、議案第7号「いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めることについて」であります。消防通信指令事務を共同して処理するため、規約を定め、いわて消防通信指令事務協議会を設置することについて、地方自治法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明といたします。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木栄幸君） これより、提出議案等に

対する総括質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

~~~~~

## 日程第5 一般質問

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第5、一般質問を行います。

順次質問を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 第10回久慈広域連合議会に当たり、連合長に質問します。

質問の第1は、広域連合長施政方針演述についてであります。

1点目は、令和6年度とする第9期介護保険事業計画策定の基礎資料とするため、日常生活圏域ごとに高齢者の生活実態及び地域課題を把握する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施するとしていますが、具体的な取り組み方についてお尋ねします。

第2点は、既に政府の規制改革会議は、第9期に向けてさらに制度が後退する検討を始めています。例えば、被保険者の年齢を40歳から30歳に引き下げる案、ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助、通所介護等の地域支援事業への移行、多床室の室料負担の拡大、補足給付の資産要件の拡大等、さらなる被保険者の負担増につながると考えますが、どのように捉えているのかお尋ねします。

3点目は、制度の継続を理由に、3年ごとに被保険者の負担が強化されてきました。「高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように」の基本理念が脇に置かれた状況になっているように私には見えますが、ご所見をお聞かせください。

質問の第2は、介護保険導入から20年を経過、制度改革が求められていることについてであります。

2020年12月、中央社会保障推進協議会は「介護保険制度の抜本改革提言（案）」を発表しました。国民が願う真の「介護の社会化」の実現を願ってと書いてあります。

施行20年を経過した介護保険制度の問題点を次のように指摘しております。

第1の問題点は、高過ぎる保険料、利用料負担の問題です。

第2に、利用するサービスが制限され、自由に選択ができなくなってきたこと。

第3に、介護サービスを提供する介護事業者は、介護報酬が低く固定化され、事業所運営が厳しい状況になっていること。

第4に、介護労働者の高齢化が進み、今後介護労働者がさらに不足していくことが懸念されること。

第5に、重要な問題として「自立」理念がすり替えられたことといい、もう一度原点に立ち返り、抜本的な改革の方向性を探っていきましょうと提起しています。連合長のご所見をお聞かせいただきたい。

第3の質問は、通信体制の強化についてであります。

1点目は、平成29年4月1日付で消防庁長官から県知事宛てに通知が来ていますが、広域連合長にはいつ届いたのかお尋ねします。

2点目は、広域連合長に届いた時点か協議に入る前に、広域連合議会に長官通知を示すべきではありませんでしたか。結論を出してからでは、議会軽視と言わなければなりません。お考えをお聞かせください。

3点目は、長官通達では、連携・協力の具体的例を6つ示していますが、それぞれの取組状況、経過と結果についてお尋ねします。

以上で、最初の質問を終わりますが、前向きな答弁を求めるものであります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 遠藤広域連合長。

**○広域連合長（遠藤譲一君）** 城内仲悦議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、広域連合長施政方針について、お答えをいたします。

まず、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の取り組み方についてであります。この調査は日常生活圏域ごとに高齢者の生活実態及び地域課題を把握するためニーズ調査を実施し、第9期介護保険事業計画策定の基礎資料とすることを目的として実施するものであります。

調査は、一般高齢者及び要支援者等3,000件を対象に行い、翌年3月までに調査結果を取りまとめる予定であります。

次に、第9期介護保険事業計画に向けての制度改正についてであります。国におきましては、増加している給付費を抑制し、制度の持続可能性の確保につなげるため、次期介護保険制度の改正に向けて主な検討

事項が示されておりますが、これらが制度化された場合、利用者の費用負担が大きくなり、必要なサービスの利用を控える方が出てくるのではないかと懸念しております。

次に、「高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように」との計画の基本理念についてありますが、第8期介護保険事業計画では、基本理念を実現するために、「地域で安心して暮らし続けるために」及び「持続可能な介護保険事業の運営に向けて」の2つを基本目標に定めております。この基本目標の達成のため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の5つのサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け、関係市町村と連携して高齢者の自立支援と重度化防止に取り組んでいるところであります。

次に、介護保険制度の改革について、お答えをいたします。

高齢者を社会全体で支える公的介護保険制度が創設されてから、22年を迎えようとしております。

この間に、保険料の上昇、介護報酬の伸び悩み及び介護労働者の不足などの問題が顕在化してきております。

今後も高齢化の進展により、介護の需要は一層増大するものと思われませんが、被保険者の負担を抑えつつ適切な介護報酬の設定を行うためには、介護保険制度の見直しが必要であると認識しているところであります。

最後に、通信体制の強化について、お答えをいたします。

まず、総務省消防庁長官通知「消防の連携・協力の推進について」であります。この通知文書は、平成29年4月11日付で岩手県知事から各消防本部に対して通知され、当方では同日付で収受しております。

次に、久慈広域連合議会に対して、総務省消防庁長官通知文書をお示しすべきとのことについてありますが、消防の連携・協力に関する基本的な指針が示され、持続可能な消防体制の整備について県内各消防本部で検討を行い、共同運用の具体的な検討が始まったのが令和2年12月であり、当広域連合では令和3年2月10日の議員全員協議会の場で、消防の連携・協力に関する「指令の共同運用」について、ご説明申し上げているところであります。

次に、連携・協力を係る取組についてであります、市町村の消防の連携・協力に関する基本指針による6つの具体例として、「指令の共同運用」「消防用車両の共同整備」「境界付近における消防署所の共同設置」「高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力」「専門的な人材育成の推進」「応援計画の見直し等による消防力の強化」が示されているところであります。

指令の共同運用については、令和2年12月から県内各消防本部で、住民サービスの向上、災害対応能力の強化、行財政上の効率化について協議・検討を行い、「いわて消防通信指令事務協議会」設置に向けた準備を進めているところであります。

また、指令の共同運用以外の5項目につきましては、消防の広域化との関連があることから今後の課題として捉えており、現状においては、県内消防の応援協定等による対応を行っているところであります。

以上で、城内仲悦議員に対する私からの答弁を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** この平成29年4月1日の消防庁長官の通達、なかなか資料として出てこないの、私、インターネットで取りました。6年間の猶予期間があったんですね。今の答弁では令和2年12月、この6年目が4月1日スタートになるわけですが、この通達では平成29年4月1日から平成35年4月1日となっておりますから、令和4年4月1日までの5年間というふうになってるんですね。したがって、平成29年にスタートしたのが何と令和2年の12月、そして令和3年の4月、もうどん詰まりになって出てきてるんですね。

だから、やっぱりこういう重要な通達については、議会にきちっと提示して、議員の関心もしっかり、意見もいただくということをするべきではないかと。結論が出てからこうなりましたというのは、私は議会軽視だと思えますよ。これちゃんと出るわけですから。そして、さっき言ったように、6つのうちの1つは通信体制の共同ですよ。それ以外はまだ継続してるし、なかなか進んでないという状況にあります、そういった点についてもやはり示して、こんなのがあります、こういう通達が、通知が来ますが、議会に示すべきではなかったんでしょうか、お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 大粒来消防長。

**○消防長（大粒来輝行君）** ただいま議会に示すべきではないかというご質問でございます。

消防の連携・協力の推進につきましての文書でございますが、根本的には平成6年からスタートしております消防の広域化が原点になっております。そのため、岩手県では広域化の計画をつくって、そして消防長会で平成24年に今後の協議としましようということを決定しておりました。

そして今回、議会軽視ではないかというご発言もございましたけれども、私どもは直接選挙で選出された住民の代表であります皆様に対しまして、丁寧に説明してきたつもりでございます。この文書につきましては、そのとおりでございますけれども、内容を私どもでも精査しまして、方向性を示してから議員の皆様の説明して、経過とともに説明してきてるつもりでございます。他の議会等であれば、共同化について、そして協議に参加するという意思のとくと、今回のように議員の議決をいただくときの2回の説明だけでございますが、我々はこの2回のほかに、通信の共同化を含めた議題だけの全員協議会の2回を含めまして、5回丁寧に説明してるつもりでございます。ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** いや、これの文書の中で、平成17年4月19日付の消防の通達、これは141号で、これは廃止するというんですね。これは平成17年に出てるんですね。それも私たちには出てない。いずれも通達が来たのに全く議会には示されてないというのがこれまでの経過ですので、そういった意味では、やはりこういう重要なのが出た段階はですね、速やかにこういうのが出てますと。これに基づいて私たちも協議していきませんが、議員さんらとも、議員も関心を持っていただきたいというやっぱり資料として私は示すべきだというふうに思いますので、これは結論を得てから、あなた方が結論を出してから何回か説明しましたという、そういう全協はありましたよ。それで、もうこれで行くしかないというそういう方向での説明しかないじゃないですか。

私はもうおかしいと思ってあちこち調べたら、大船渡地域では40年間のスパンでどうなのかという調査を

して、大船渡では見直しをしないと。メリットがないというので、今回やらないというふうにしたんでしょ。だから、そういった意味では、そういったことについて議論する場がないまま結論に至ってるんだということについて、私は納得がいかないということ。こういう文書についてはぜひ、別に隠すものではないわけですから、大いに関心を持っていただくことから言えば、当然議員も関心を持つわけですし、議員も消防についてやはりいろんな考えを持ってますし、住民にとって前向きに改革していくことはいいことだし、そういった意味では、情報を共有するということについては今後改善を図っていただきたいんですが、お聞かせください。今後もこういった通知を出さないとすれば私は問題だと思うので、速やかにやはりこういった通知については議会にも示すということについて、ぜひ前向きな答弁をいただきたいと思いますが、お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 大粒来消防長。

**○消防長（大粒来輝行君）** 今、ご指摘をいただきましたが、そのような重要な案件につきましては、これから議員協議会とか、全ての文書をお示しすることは不可能かと思えますけども、重要な案件につきまして、議員協議会等に情報提供については検討していきたいなと思っております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** こういうのが出てるって分かれば、今はインターネットで取れますからね。あなた方、隠しようないんです。ただ、来たという情報がないものだから、分からないわけです。通知が出てますよという情報があれば取れますから、私だって。これ、私が取ったわけですから、インターネットで。そういった意味では、そういう情報、来てますよという情報については、いずれ速やかにお知らせいただきたい。再度、お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 大粒来消防長。

**○消防長（大粒来輝行君）** 繰り返しになりますけども、そのような情報につきまして、重要と思われる案件につきましては、これから議員協議会等でそのような通知とか情報については提示していきたいことを検討していきたいなと思っております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 繰り返しませんけど、極めて重要な文書ですよ、これは。そう思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、施政方針演述に関わって、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、翌年度3月までに報告を出すと言ってるんですが、どこにこれを出してあるんですか、この結果について。調査結果はどこに提出するものですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** この日常生活圏域ニーズ調査でございますが、これはこちら第9期の事業計画策定の基礎資料とするものでございますので、特にどこにお示しするというものではございません。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 自らの計画の基礎資料にしたいということですが、そこで先ほど申し上げましたが、財務省の財政制度等審議会財政制度分科会というのがあります。これがですね、昨年、令和3年に第8期がスタートしましたよね、現在の。今、2年目ですから。そのスタートした4月15日に、財務省の財政制度等審議会財政制度分科会が開かれて、私が先ほど言ったようなことが議論されてるんですよ。介護保険関係では、先ほどのケアプランの有料化、夜間の配置職員の縮減、小規模法人の吸収合併の促進による大規模化、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養病床の多床室の室料相当分の徴収、要介護1、2の訪問介護、通所介護の地域支援事業への移行など、こういった形で、もう第8期が始まったときに、舌の根の乾かぬうちに財務省ですよ、厚生労働省じゃないです。結局、財務省がこの社会保障の財源を削れという方針に基づいてもう既に動いてるんだということについて、私どもは、やはりおかしいという声を上げるべきだと思うんですよ。厚生労働省じゃないです。財務省がもう決めてきて、それに基づいてもう決められてくると厚生労働省もそうせざるを得ないという状況の流れですよ。これまでもそうだったと思うんです。

ここはいずれ「持続可能」という答弁が返ってきますけど、持続可能どころか、制度は持続可能かもしれない。しかし、被保険者はやっていけないですよ、これ。そう思いませんか。これはやっぱりどこかで声を

上げていかないと、私はやっぱり、この22年間にわたって今保険料は倍ですね、最初の当初より倍になってます。保険料も倍、それから利用料も倍になってます。そういった形で負担が増えてる中で、本当に制度は持続可能なものかもしれないですが、しかし被保険者は大変な状況なのではないかというふうなことを考えるんですが、そう感じませんか、思いませんか、このようなことになっていくと、いかがでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 先ほども連合長の答弁でもありましたように、この間20年、22年を4月になると迎えますけども、この間にいろんな様々な問題が出てきております。今言ったように、保険料の問題、それとまず一番は労働者ですね。介護で働く方の不足、こういういろんな問題が出てきております。またさらに、今後も高齢者は増えていきます。減ることはまず今のところ考えられませんので、先ほども言ったように、負担を抑えるということになりますけども、負担を抑えるためにやっぱり国の予算がここで入ってこないことには、今までどおり保険料を上げていくだけではこれは無理が出てくるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 私もそう思います。やっぱりそういった意味で、国に対してきちっと財政を出しなさいということを書いていかない限り、このところはいかないと私は思いますので、今お互いに共同で声を合わせながら、やっぱりこれは声を上げていくしかないと思うわけです。

介護職員の話をししましたけども、この介護職員の不足も2025年度には32万人も不足するんですよ。介護どころではなくなってきた状況があります。しかも報酬が低いということ。

私は思い出すんですけど、この介護保険が始まった当時、最初は地方自治体からスタートしましたよね、自治体が。スタートして、それから移っていきまされたけど、その当時も私この議場で議論してるんですけど、最初の単価が非常に安かったんですよ。公務員の半分以下。こんな単価で介護の仕事ができますかという議論をしたことを、私、思い出すんですけど、やっぱりその流れがずっと続いてきてるんだということで本当

に残念に思うんですけど、本当に低い賃金で抑えてきたのが実態だと思いますので、改善を求めていくべきだなというふうに思うわけでありまして。

そこで、先ほど中央社会保障推進協議会が発表した改革の方向ですね。これは非常に重要な点だと思うんですよ。やはり、今言ったように保険料が高過ぎる、利用料が高過ぎる。それから利用する自由度が、選択が少なくなってきた。それから介護事業所で報酬が低く固定化されて運営が苦しい。今言ったように介護労働者の高齢化が進んで、今後介護労働者の不足、そういったような状況になってきてる。ということについて、やはり地方自治体、その前後も含めて、あるいはそれぞれの関係する自治体も含めて、本当にあるべき姿について、私はやっぱり検討する時期に来てるのではないかと私も真に思いますし、そういった意味では、そういう提起をしながらぜひ、ただ国から来たならこうやるというのではなくて、ぜひ改革の方向を目指すということについても、ぜひ連合としても、当局としてもそういった芽をぜひ育てていただきたいですが、そういった方向についてもお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 今、城内議員さんがおっしゃったように、介護職員の不足、これは低賃金から来ているものも当然あると思います。それで、国はこの間といいますか今回2月からですか、9,000円のやっとな補助金といいますか補助を出すというところまでは来てたんですが、まだまだ全然金額的にも焼け石に水の金額しか出ておりません。

やっぱりこれは今後さらに、いろいろ市長会とか町村会とかいろいろなところから要望等は毎年これにつきましても出しておりますので、今後もさらに引き続きこういうことは要望活動等を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** ぜひこれは連合長、皆さんも副連合長さん方もそれぞれ市長会、町村長会があるわけですので、そういった意味では、そういったことを通じて、やっぱりこの地域の声といいますか、本当に届けていただきたいものだと思いますので、連合長、ぜひそういった取組を積極的に展開していただきたいですが、お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 遠藤広域連合長。

○広域連合長（遠藤譲一君） 先ほど来、ご答弁申し上げますけれども、現在の介護保険制度の負担の在り方については、大きな問題があると思っております。一番大きなところが、日本全体の総人口が減少していくと。負担すべき人たちが減っていく。一方では、少子化が進む、働き手もどんどん縮小するという時代になっておまして、その中であって、高齢者、介護の必要な方はこれからも増えてくださるということになっておしますので、これは本当に国がしっかり取り組まなければいけない部分だと思っております。

岩手県市長会、全国市長会、そして町村会も、同じ声を上げ続けてきております。第9期に向けて、国がまた制度の在り方について議論するというふうに言われておりますので、国会の場でしっかりと議論をしていただきたいと思っております。

市町村、地方自治体は、国が決めた介護制度の中で運用するという立場でありますので、ぜひ根幹の制度に関わる部分については、国民の理解が得られるように国会の場でしっかりと議論をしていただきたいと思っております。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 全体でも声をぜひ上げていただきたいというふうに思います。

時間がなくなってきましたが、先ほどこの消防庁長官の通達のことの中に、実は連携協約協議会こういう地方自治法及び消防組織法上の連携・協力手法の例というふうにちゃんと示されておまして、協議会については地方自治法第252条の2の2というのがあります。先日、説明の中で、会長職、副会長職という話が出ましたね。協議会の組織について、第252条の3で「普通地方公共団体の協議会は、会長及び委員をもってこれを組織する。」と書いてあるんですよ。だから、これがそういう法律に基づいてつくってますよという答弁が返ってくれば「ああそうか」ということになったんだけど、こうなってるんですよ。これに基づいて、今回の協議会の案もこれに基づいてつくってるというふうに理解していいですか。

○議長（佐々木栄幸君） 中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） 協議会に副会長を設けていない件に関しましては、2月10日の議員全員協議会でご指摘を受けまして、ご心配をおかけしていると

ころでございます。

今のご指摘でありました252条の3で「会長及び委員をもって」という条文については認識しておりましたが、この件については、岩手県のほうに、準備室のほうで確認しておりますが、岩手県ではこの協議会に副会長を設けることについて「特に問題はない」という回答をいただいておりますので、この条文をもって副会長が必要ないという判断はしておらなかったものですから、この案件についてはお話ししておりませんでした。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） そうしますと、今後副会長を設けるということで考えてるということですか、お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） 今回上程しております協議会規約につきましては、県内の10の消防本部で協議をして審議を重ね、4月1日の協議会発足を目指しておるものです。各消防本部が、同一の協議会規約をそれぞれの議会に上程しているところでございます。

今後副会長を設けるかいかんについては、他本部との協議いかんによることですので確約はできかねますが、まだ指令センターの運用開始、令和8年まで期間がありますので、副会長の必要性については協議を重ねていきたいと思っておりますので、何とぞご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 協議会は、252条の2の2ですよというふうに書いてあって、その2の2は協議会の設置についての条項ですよ、自治法上の。持ってますか、これ。そして、252条の3は「普通地方公共団体の協議会は、会長及び委員をもってこれを組織する。」と書いてあるんですよ。それ以外ないんですよ。そして、「普通地方公共団体の協議会の会長及び委員は規約の定めるところにより常勤又は非常勤とし、関係普通地方公共団体の職員のうちから、これを選任する。」、「普通地方公共団体の協議会の会長は、普通地方公共団体の協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。」、ここに副会長のそんな何も出てきてないんです。だから、どこの条項を踏まえて、今回そこをや

っぱりきちっとしておかないと、曖昧な答弁をしてもらうと、ちゃんと法律でうたってるのに、この法律、しかもこういう協議会の消防庁長官の通知の中にも例として示されている。したがって、地方自治法上ののっとった形でやらなきゃならないと思うのですが、そういう説明が立ちますか、お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 大粒来消防長。

**○消防長（大粒来輝行君）** 先ほど次長が説明したとおりでございますが、岩手県に確認しまして、この法解釈につきまして、私どもも当初、副会長の必要性について議論に乗せたことがあるんですが、それについては問題ないという回答を、設置して問題ないという回答を受けております。また、全国の協議会の例によりますと、副会長を設けている協議会も実際にはございます。

先ほど、今後の協議ということをお話しましたが、現在、規約の下に規程というのがございまして、会長の代決、専決はセンター長ができるというような感じで、事務的な部分につきましては、今の規程で十分かと思うんですが、今後議員の指摘がありましたとおり、今後盛岡に設置しまして運用が開始されたときに、万が一大きな災害があったり、盛岡の指令機能がおかしくなったりした場合には、本当に副会長という職、すぐに招集して協議をしないといけない場面が絶対出てくると思います。今後、現在は事務的な作業、設計とか機器の詳細とかを決める段階でございまして、指令業務が開始されるまでに私どもも積極的に発言していきたいなと思っております。

以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** だから、4月1日からスタートしようとしてるこれについて、今の答弁では本当に地方自治法上に基づいてじゃなくて、副会長を設けることができるということについて言うと、根拠が全く出てこないじゃないですか。副会長を求める、置くことができる根拠はどこにあるんですか。ただ話合いができるということだから、この地方自治法では会長しかないんですよ。で、あなた方は、これに基づいて会長ということを出したというならそれでいくしかないだろうし、そしてさらに必要なことだということが今後出てきたときに、副会長職をつくっていくというのか、現時点は会長しか置いてないでしょ、今回の提

出案件には。そうすると、そういう考えを持ってるんだったら、やっぱり1回下ろして副会長職をきちんと入れて、私は提案すべきだと思いますよ。曖昧な出し方をしては、今後問題が発生しますので、そういった意味では、ぜひしっかりと提案をしていただきたいし、この間の全協からも、流れの中でもそういう法的な根拠のことが1回も出てないんです。私が今日示したこの252条の2の2ですか、3、このところにちゃんと、きちんと書いてあるんだということについて認識をしながら提案したというのであれば分かりますが、さっきの答弁ではそうでないということなので、そのところはやっぱり法的な、設置に対する法的なものをしっかり示しながら私は提案してると思うんですが、そうになってないということについては、やっぱり1回取り下げて、必要な改正を図りながら提案すべきではないですか。再度お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 大粒来消防長。

**○消防長（大粒来輝行君）** 先ほどの法解釈のことでございますが、事務局を通じて、私たちの提案に基づきまして副会長を設置できるかということを通じ確認をしていただいております。そのことで、会長と委員だけの協議会ということじゃなくても、副会長を設けることができるというのを確認しておりましたので、私どもも主張した部分がございます。

これから先ほど申し上げたとおり、もう9つの消防本部、審議会では議決が通っております。私どもは協議会を発足して、スタートが遅れてしまうと、また議会の承認を全ての消防本部あるいは審議会等でいただかなければなりません。本当にスタートが遅くなってしまうと、スタートの時点が間に合わなくなってくるおそれもございます。この規約の不備というかそういうところにつきましては、正式な協議会が発足した後に改正できる旨の条文もございますので、それについて積極的に発言していきたいと考えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 今の答弁で私は納得がいきませんよ。やっぱりきちんと、臨時議会も開けるわけですから、必要なことをやった上で前に進めたいほうがいいと思います。了解を得てるのに、そうしないということについて、私は全協の流れからいつも多くの方が副会長はあるべきだというふうなことの発言があっ

たつてことですから、そういった意味では、その意向を生かしつつ、取組を私は求めたいと思いますので、これは私の強い要望にしておきますが、いずれそういったしっかりしたものを提案していただけると期待し、一旦取り下げるとかそういうふうにしちっと、臨時会を開くなら必要があればできることですから、その点はそういう取組をぜひしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を打ち切ります。

この際、換気のため暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

**午前11時00分 休憩**

**午前11時05分 再開**

~~~~~

○議長（佐々木栄幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を再開します。

6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 通告に従い、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルス感染症は、全国的に猛威を振っております、デルタ株からオミクロン株に置き換わり、さらにステルス株というものに変異してきているとのことであります。

最近になって、県内や久慈管内でも急激な増加が見受けられます。保育園や小中学生をはじめ、事業所等にも感染し、広い年代層に広がる傾向にあり、住民生活に大きな支障を来し、不安が高まっております。

広域管内における新型コロナウイルス感染症対策については、医療機関をはじめ、保健所や消防組織が第一線で対応しなければならないのが現状であります。

急激に増加する新型コロナウイルス感染症の発生の現状と、広域消防の救急業務等における対応について伺います。

また、新型コロナウイルス感染症は、消防一般業務である予防、警防業務にも影響が心配されるところであります。消防業務一般についての影響等について伺います。

次に、岩手県消防指令センター共同運用化について。久慈広域連合協議会議員全員協議会において議論を重

ねてまいりまして、単独整備との比較や経費削減等についても、いろいろな視点から検討してまいりました。そして、おおよその検討結果で、いわて消防通信指令事務協議会の設置という方向は決まりましたが、一つ気になることがございます。

組織編成であります。いわて消防通信指令事務協議会規約の部分で副会長が不在であるとの説明をいただきました。

しかし、納得をするには、もう少し説明が必要と感じております。

当局の説明では、いわて消防通信指令事務協議会設置に係る会議の中で、副会長は必要ないとの一点張りであったように聞こえました。

今後、当組織運営上、構成団体は長い付き合いとなり、諸課題を処理していかねばならない状況で、主張が一点張りだったり一方通行で納得した議論や説明がなされないのであれば、今後においても当広域連合の意見や提言が十分に反映されないような不安なイメージでありました。

協議会設置の前段で、もう少し吟味する必要があると考えますが、所見を伺います。

以上であります。

○議長（佐々木栄幸君） 遠藤広域連合長。

○広域連合長（遠藤譲一君） 南一郎議員のご質問にお答えいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の発生の現状についてであります。岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部の発表のとおり、久慈保健所管内におきましても新型コロナウイルス感染患者が急激に増加しておりますが、詳細な情報については把握していないところであります。

次に、当消防本部の対応状況であります。救急出場におきましては、第6波といわれる感染拡大状況下において、陽性者を医療機関まで搬送した事案は令和4年2月28日現在で1件のみであり、救急業務に支障を来すほどの事態には至っていないものと認識しております。

次に、予防、警防業務を含めた消防一般業務への影響についてであります。消防体制や一般業務に影響が出ないよう、当消防本部の業務継続計画に基づき、

現在3段階で最も厳しい業務制限により、救急・予防・警防業務の中で必要性の高いものに限定して業務を継続しているところであります。

最後に、岩手県消防指令センター共同運用化についてであります。協議会の設立につきましては、県内10消防本部の消防長及び担当課長による協議を行い、本議会に「いわて消防通信指令事務協議会」設置に係る議案を上程しているところであります。

今後におきましても、諸課題について当久慈広域連合消防本部の意見を積極的に発出し、通信体制の強化に努め、住民サービスの向上に取り組んでまいります。

以上で、南一郎議員に対する私からの答弁を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 再質問を許します。

6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 答弁ありがとうございました。

増加している割には、救急というか消防、救急隊に対する件数が少ないという面については、心配するほどではなかったのかなというふうには感じております。

やはり何十件という発生があれば、消防にかなりの負担が来てるのではないかと本当に心配される場所でありましたが、本当にその点については安心というんですか、その患者さんたちはどのように行動してるのかが心配なところもございますけれども、救急隊に対しての負担はそれほどではないということでありました。

今後、高齢化が進む状況の中であって、こういうふうにはコロナ、それから救急体制等については、広域消防というか救急隊に対する依存度というものが本当に高まってくると思うわけです。その対応については十分に留意していただきたいと思いますが、高齢化に対する所見についてはどのようにお考えでしょうか。そこを1件伺いたいと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 大粒来消防長。

○消防長（大粒来輝行君） 現在、高齢化に対する救急業務の状況についてというご質問でございました。

現在、2025年頃までには救急件数が増加する見込みとされております。2025年を過ぎますと、人口減少とともに小さな消防本部から順次救急件数が減少していくというような見込みになってございます。ただし、救急業務につきましては、病院までの距離が遠かったり様々な地域性がございまして、それについては様々

な違う方法とか考えながら、今後とも救急医療について努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 了解しました。

ただ、救急業務で高齢者が運ばれた場合、救急車についていく老老介護のような場合、本当に救急車についていくほうもほぼ弱って、対応力がかなり落ちてきてると思いますので、その辺についてもご留意をいただきたいと思います。

次に、岩手県消防指令センター共同運用化についてのことであります。やはりこれも人口減少、また財政規模が縮小する2025年というふうには説明もあるかと思いますが、将来にわたるこの通信指令センターの財政的な部分であります。大きな負担を迫られるわけですが、強いられるわけですが、財政規模が縮小していく中において、久慈広域連合構成団体、市町村にとって財政の負担、将来ずっと永続的にかなり続くということですが、この負担、財政規模が減少する中においての負担というもの、財政規模が減少、人口は減少、縮小する中においての捉え方というんですか、こういうことについての所見を伺いたいと思いますが。

○議長（佐々木栄幸君） 大粒来消防長。

○消防長（大粒来輝行君） 南議員から、財政規模が縮小した場合の消防サービスということだと思っております。

本当に喫緊な問題として少子高齢化ということがございまして、生産人口が少なくなってるのは事実でございまして、各町村とも苦しい財政状況でございます。

私どもも消防サービスを継続して同じサービスを提供できるように、その一環としてこのような消防指令センター、例えば直近指令で、もし久慈広域の救急車がゼロ、全部埋まっている状態のときは、二戸からとか盛岡からとか宮古からとかそういうふうな住民サービスを低下させないように、そして命を一人でも守りたいということから工夫をして維持していきたいと考えております。

また、今後とも人員増強も見込めない状況になってくるかもしれません。それで今、人事評価制度、様々な制度を使いまして、個々の能力を高めて様々なものに対応できるように消防本部としても消防機能を落とさないように努めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 了解しました。

あと、副会長の件であります、一例としてそのような協議しにくい関係にあるのかなというふうなイメージでありましたが、先ほど来からの答弁をもう尽くされたような感じの答弁が、先ほど来、聞いてますとあったんですが、協議が十分にできるような環境にないのかなというイメージだったので、そのような感じで、この当広域の意見が反映されないのであれば困るなど。そういうふうな長期にわたる協議、諸課題に対する議論が十分になされないと困るという意味での指摘でございましたので、そういうことについては心配ないということでしたが、再度、そこの確認をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 大粒来消防長。

○消防長（大粒来輝行君） 議論につきましては、実は先日協議会設置前の最後の検討委員会がございまして、その中で私も発言させていただきました。今後、他の久慈以外の議会でもそのような質問が出ておりますし、やはり消防という組織におきまして、危機管理についてはきちんとしなければいけないのではないかと主張をしまして、協議会設立後、きちんとした手続を経て協議させていただきたいという旨の発言をしております。私たちの声、意見とか議員さんの様々な意見に耳を傾けながら今後進めていきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 長期にわたる負担でありますので、本当に経費節減も含めて、必要性はもう十分に認識しておるところであります、やはり人口減少化、または財政規模縮小化の中での負担になりますので、慎重な運営をしていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（佐々木栄幸君） 再質問を打ち切ります。

~~~~~

## 日程第6 議案第1号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第6、議案第1号「令和4年度久慈広域連合一般会計予算」を議題いたします。

この際、審議方法についてお諮りいたします。

審議は、第1条、歳入歳出予算については、歳入・

歳出別に説明を受け、その後、歳入歳出とも款ごとに質疑を行い、他の各条については、条ごとに説明を受け、審議を行うことにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定しました。

なお、議案第2号から議案第4号までの審議についても同様の審議方法といたしますので、ご了承願います。

各議員にお願いいたします。質疑の際は、ページ及び項目等を示し、簡潔にお願いいたします。

それでは、議案第1号の審議に入ります。

第1条、歳入歳出予算、歳入について説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） それでは、第1条、歳入歳出予算、歳入について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金であります。1目総務負担金は、7,979万3,000円を計上、前年度比1万8,000円の減となります。

2目介護保険負担金は、10億7,081万9,000円を計上、前年度比130万8,000円の増となります。

3目火葬負担金は、4,281万1,000円を計上、前年度比674万円の増となります。

4目塵芥処理負担金は、6億2,020万2,000円を計上、前年度比195万6,000円の増となります。

5目し尿処理負担金は、3億7,139万6,000円を計上、前年度比1億3,919万8,000円の増となります。これは主に汚泥再生処理センター運営事業費の増によるものであります。

6目消防負担金は、13億9,548万9,000円を計上、前年度比7,341万3,000円の増となります。これは主に通信指令業務経費及び署所施設整備経費の増によるものであります。

12ページ、13ページをお開き願います。

この項は、合わせて35億8,051万円となり、前年度比2億2,259万7,000円の増となります。

2款使用料及び手数料、1項使用料であります。1目保健衛生使用料は、火葬場使用料849万2,000円を

計上、前年度比70万2,000円の減となります。

2 項手数料であります。1 目清掃手数料は一般廃棄物処理業許可審査手数料ほか5件、合わせて2億3,755万3,000円を計上、2 目消防手数料は、危険物製造所等設置許可手数料ほか4件、合わせて40万6,000円を計上、3 目その他手数料は、火葬証明手数料ほか3件、合わせて1万円を計上いたしました。

この項は、合わせて2億3,796万9,000円となり、前年度比1,594万3,000円の増となります。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金であります。1 目民生費負担金は、低所得者保険料軽減負担金5,446万2,000円を計上、14ページ、15ページをお開き願います。2 目消防負担金は、緊急消防援助隊活動費負担金1,000円を計上いたしました。

この項は、合わせて5,446万3,000円となり、前年度比87万1,000円の減となります。

2 項国庫補助金、1 目衛生費補助金は、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金ほか1件、合わせて261万9,000円を計上、前年度比261万8,000円の増となります。

4 款県支出金、1 項県負担金であります。1 目民生費負担金は、低所得者保険料軽減負担金2,723万1,000円を計上、2 目消防費負担金は、感染症患者移送県負担金1,000円を計上いたしました。

この項は、合わせて2,723万2,000円となり、前年度比43万5,000円の減となります。

5 款財産収入、1 項財産運用収入であります。1 目財産貸付収入は、旧伝染病隔離病舎貸付収入585万1,000円を計上いたしました。

2 項財産売払収入であります。1 目物品売払収入は、資源物売払収入2,912万円を計上、2 目生産物売払収入は、堆肥売払収入1,000円を計上いたしました。

この項は、合わせて2,912万1,000円となり、前年度比817万6,000円の増となります。

16ページ、17ページをお開き願います。

6 款1 項1 目繰越金であります。前年度繰越金1,000円を計上いたしました。

7 款諸収入、1 項1 目広域連合預金利子であります。預金利子1,000円を計上いたしました。

2 項1 目雑入であります。警察消防直通電話料ほか8件、合わせて417万1,000円を計上、前年度比680万1,000円の減となります。

8 款1 項連合債であります。1 目衛生債及び2 目消防債は、歳出予算に計上いたしました各事業のうち、適債事業についてそれぞれ連合債を発行しようとするもので、合わせて810万円を計上いたしました。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 歳入、1 款分担金及び負担金、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 火葬負担金ですが、674万増えているわけですが、一方で利用料負担が減っているんですが、この関係はどうなんでしょう。どういうことなのか。利用料が減っている中で、火葬の負担金がどの部分で増えることになっているのかお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** 火葬負担金でございますけれども、歳入につきましては、火葬件数が減ることによって収入のほうが減りますけれども、歳出につきましては、火葬炉の整備をしなければならぬということで、そちらの金額が増えることで負担金が増額となっております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 歳出でしょうけれども、火葬炉そのものは、もちろん耐用年数もあるわけですが、修理の頻度と申しますか、従来より早いのか、それとも使う頻度が高いからそういう修理の間隔が狭まっているのか、どんな形の修理ですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** 火葬炉の整備につきましては、定期的に計画を立てて整備をしております。炉については、火葬炉が3つございますので、そちらのほうで運営に支障のないよう計画を立てて整備をしているものでございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

2 款使用料及び手数料、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

3 款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

4 款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

5 款財産収入、質疑を許します。

5 番、信田義朋君

○**5 番（信田義朋君）** 14ページの5 款財産収入 2 項の中に、物品売払収入という収入項目がございます。説明のところでは、資源物売却収入とあるんですが、この資源物の種類と取扱量とといいますか、見込んでいる量については、どのようになっているのかお伺いします。

○**議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

○**衛生課長（中新井田理君）** こちらの物品売払収入の資源物売払いの内訳でございますけれども、まずアルミ缶の売払収入につきましては、110トンで1,617万円。あとスチール缶の売払収入は、59トンで153万4,000円。瓶の売払収入につきましては、1万5,000本の6万円。あと古紙類の売払収入は、全部で174万5,000円の収入となっております。あとは、発泡スチロールの売払収入が0.88トンで1万7,600円、鉄くずが359トンで789万8,000円、アルミくずが13トンで80万6,000円、破砕アルミが18トンで84万6,000円。あと小型家電、使用済み小型家電の売払いの部分で、8,000キログラムで4万4,000円となっております。

以上です。

○**議長（佐々木栄幸君）** 5 番、信田義朋君。

○**5 番（信田義朋君）** 前年度比で817万5,000円の増ということが見込まれたということですが、この傾向はこれまでの傾向として特別多く見込まれたのか、それとも近年このような推移となっているのか、お伺いします。

○**議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

○**衛生課長（中新井田理君）** まず、売払いの数量については、例年並みでございます。ただ、この収入が増えた原因といたしましては、空き缶とか缶類とかあと鉄くず、アルミくず、破砕アルミ、そちらのほうの売却単価が倍ぐらいに上がってるものもございまして、そちらを計算いたしますとそのぐらいの増額になると見込んでおります。

○**議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

6 款繰越金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

7 款諸収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

8 款連合債、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、歳出について、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○**総務企画課長（板垣俊隆君）** それでは、44ページをお開き願います。

最初に、各般にわたります給与費等について、給与費明細書によりご説明申し上げます。

1 特別職であります、表の下段の比較欄で申し上げます。

その他の特別職は、報酬6万円の減となります。

45ページになります。

2 一般職（1）総括であります、表の下段の比較欄で申し上げます。

職員数3名の減、給料749万円の減、職員手当566万9,000円の減、共済費1,045万8,000円の減、合わせて2,361万7,000円の減となります。

職員手当の内訳及び前年度との比較につきましては、その下の表のとおりとなります。

46ページをお開き願います。

先ほどの一般職の総括を、会計年度任用職員とそれ以外の職員とに分けた表になります。

47ページになります。

（2）報酬、給料及び職員手当の増減額の明細であります、給料は749万の減、その内訳は昇給に伴う増加分225万4,000円の増、その他の増減分として、職員の新陳代謝等に係る増減分974万4,000円の減となります。

職員手当は566万9,000円の減、その内訳は制度改正に伴う増減分555万1,000円の減、その他の増減分として、職員の新陳代謝等に係る増減分11万8,000円の減となります。

その下の表は、会計年度任用職員以外の職員の増減額の明細となります。

48ページをお開き願います。

先ほどの報酬、給料及び職員手当の増減額の明細の、会計年度任用職員の増減額の明細となります。

（3）給料及び職員手当の状況であります、これは職員の給与水準を表したものであり、職員一人当たりの給与のほか、初任給、級別職員数、昇給、期末勤

勉手当等について、48ページから51ページのそれぞれの表に示しております。

以上で、給与費明細書の説明を終わります。

前に戻っていただきまして、18ページ、19ページをお開き願います。

歳出、1款1項1目議会費であります、88万1,000円を計上いたしました。

2款総務費、1項総務管理費であります、1目一般管理費は7,529万3,000円を計上いたしました。

22ページ、23ページをお開き願います。

2項選挙費、1目選挙管理委員会費は、3万2,000円を計上いたしました。

3項1目監査委員費は、28万9,000円を計上いたしました。

3款民生費、1項1目介護保険費であります、11億5,251万2,000円を計上いたしました。

24ページ、25ページをお開き願います。

4款衛生費、1項衛生総務費であります、1目衛生総務管理費は、3,281万6,000円を計上、前年度比396万1,000円の減となります。

2項保健衛生費であります、1目火葬衛生費は、5,132万円を計上、前年度比602万4,000円の増となります。これは主に斎場施設補修費の増によるものであります。

26ページ、27ページをお開き願います。

3項清掃費であります、1目ごみ焼却処理費は、3億4,408万8,000円を計上、前年度比4,666万9,000円の増となります。これは主にごみ焼却場施設補修費の増によるものであります。

2目粗大ごみ処理費は、3億2,693万8,000円を計上、前年度比2,170万5,000円の減となります。これは主に粗大ごみ処理場施設補修費の減によるものであります。

28ページ、29ページお開き願います。

3目し尿処理費は、5億6,310万5,000円を計上、前年度比1億5,140万2,000円の増であります。これは主に汚泥再生処理センター運営事業費の増によるものであります。

30ページ、31ページをお開き願います。

この項は、合わせて12億3,413万1,000円を計上、前年度比1億7,636万6,000円の増となります。

5款1項消防費であります、1目消防本部費は、2億8,185万円を計上、前年度比2,994万6,000円の増

となります。

34ページ、35ページをお開き願います。

2目署所管理運営費は、10億6,896万6,000円を計上、前年度比408万9,000円の減となります。

40ページ、41ページをお開き願います。

3目消防施設整備費は、4,466万9,000円を計上、前年度比4,412万の増となります。これは主に署所施設整備経費の増によるものであります。

この項は、合わせて13億9,548万5,000円を計上、前年度比6,997万7,000円の増となります。

6款1項公債費であります、1目元金は、1,172万4,000円を計上、2目利子は、104万7,000円を計上、42ページ、43ページをお開き願います。

この項は、合わせて1,277万1,000円を計上いたしました。

7款1項1目予備費であります、300万円を計上いたしました。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 歳出、1款議会費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

2款総務費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

3款民生費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

4款衛生費、質疑を許します。

5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** 4款衛生費なわけですが、ページで26ページの粗大ごみ処理費に地方債470万円を計上し、この470万円は説明の右側の予算計上内訳のどこの事業に470万円が充当されるのか、お伺いします。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** こちらの470万円の起債につきましては、最終処分場のかさ上げ事業費の借入れの部分になります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** 最終処分場の延命ですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 来年度は最終処分場の実施設計を行って、令和5年度にかさ上げ工事を行うということで、その設計費のほうの金額でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） すみません、聞いている意味がそちらに伝わっていないのかもしれませんが、節でいうとどの節、委託料に入るんですか。12節のところ。その12節の中で、委託料は何件か説明書のほうには出てくるんですが、どこのところの委託料なのかを知りたいので、聞いてます。お願いします。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 大変失礼いたしました。

29ページの最終処分場延命化事業の12節委託料、そちらのほうの785万4,000円、そちらのほうが対象経費ということになっております。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 同じく26ページです。この工事請負費というのが8,700万円ですね。この工事の自身についてお伺いしたいです。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） こちらの8,700万円の工事請負費でございますけれども、ごみ焼却場の整備でございます。ごみクレーン、灰クレーンの点検整備、あとは1号炉耐火物補修、ダスト固化装置の補修、中央監視システムの部品交換、排ガス分析計の点検、以上で8,787万9,000円の補修費となっております。

○議長（佐々木栄幸君） 11番、黒沼繁樹君。

○11番（黒沼繁樹君） 前に聞いたかもしれませんが、もう一度教えてください。

29ページで今ほどお話があった延命化事業ですが、この事業をやらなかったらいつで満杯になって、延命化事業をやったら何年もつのかということをお話していただきたいのと、それから31ページの一番上のし尿処理場解体事業費、これは夏井の閉鎖したほうを解体するのかということ、どういうスケジュールでやるのか教えてください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まず初めに、最終処分場の延命化につきまして、かさ上げをしない場合につきましては、令和6年度内に埋立てが完了する見込

みであります。そちらのほう、かさ上げをいたしますと、令和13年度内まで埋立てをすることが可能になると予測しております。

あと、し尿の解体につきましては、来年度解体工事に係る調査、設計業務委託料を発注し、令和5年度、令和6年度に取壊しをするということで、取壊しの解体工事費については、大体4億9,000万円を見込んでおります。

○議長（佐々木栄幸君） 8番、下館岩吉君。

○8番（下館岩吉君） 28ページのし尿処理費のところで、1億5,000万円ほど増額になっております。これは古い施設が、当然古くなって経費や維持費がかかってどうにもならないという話はちらっと聞いたことがある。私はこの話にずっと関わってきたわけじゃないですからどういう理由か分かりませんが、新しい施設ができれば増額にはならないだろうなというふうには思っておりました。どんな工場内容か分かりませんが、いずれこういうふうには施設が新しくなっても経費は毎年増額になっていくもんだということの部分を説明してください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） し尿処理費の汚泥再生処理センターの関係でございますけれども、まず現施設、今廃止になりましたし尿処理場につきましては、整備のほう、廃止をするということで整備費を抑えてやっておりますので、本来であれば1億円ぐらいの整備費というのは毎年かかってくるような状況でございます。

あと、汚泥再生処理センターにつきましては、整備費の部分も20年間の部分、委託をしているわけですが、その整備の部分も委託費に含まれておりますので、まずこちらの費用、委託料につきましては、物価変動等の上昇がない限り、下がっていくというように捉えております。

○議長（佐々木栄幸君） 8番、下館岩吉君。

○8番（下館岩吉君） 下がっていくというか、私はその1億5,100万円がどういった、どうしてそういうふうには増額していかなければならないのかというのをお聞きしたいわけですよ。委託整備費の中には入っている、その初年度からそういうふうな機械の故障とかそういった建物の老朽化なんているのを考えられないわけですが、そういった点を説明してください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まず、こちらの汚泥再生処理センターの委託料でございますけれども、処理量に応じて変動する変動費と、あとは固定費として人件費とか整備費については、20年間の金額を、総トータルを20年で平均して割った部分を委託料で算出しておりますので、最初整備がなくても整備費の20分の1の金額が委託料のほうに入って支払いをするという計画になっております。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5 款消防費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6 款交際費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

7 款予備費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、第2条、債務負担行為について、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 第2条、債務負担行為につきまして、ご説明申し上げます。

4 ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為であります。いわて消防通信指令センター整備事業について、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額をこの表のとおり定めようとするものであります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、第3条、地方債について、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 第3条、地方債につきまして、ご説明申し上げます。

5 ページになります。

第3表、地方債であります。最終処分場延命化事業及びいわて消防通信指令センター整備事業について、

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法をこの表のとおり定めようとするものであります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

5 番、信田義朋君。

○5 番（信田義朋君） 地方債については、できる規定なので借りなくてもいいわけですが、この810万を起債しなければならない理由というのは何でしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 起債を借りる理由ということですが、交付税措置とか有利な部分がありますので、負担金を単独で出すよりは交付税を措置していただいたほうが有利になるということで起債を発行するものです。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、第4条、一時借入金について、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 1 ページをお開き願います。

第4条、一時借入金であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を、1億円と定めようとするものであります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、第5条、歳出予算の流用について、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 第5条、歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の流用ができるよう定めようとするものであります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に討論であります、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号「令和4年度久慈広域連合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は、1時といたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

日程第7 議案第2号

○議長（佐々木栄幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、議案第2号「令和4年度久慈広域連合介護保険特別会計予算」を議題といたします。

第1条、歳入歳出予算、歳入について説明を求めます。

橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） それでは、第1条、歳入歳出予算、歳入について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

64ページ、65ページをお開き願います。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料であります、12億8,602万7,000円を計上、前年度と比較して978万円の減となります。

この内訳であります、1節現年度分特別徴収保険料は、年金からの天引き分で1万9,051人分を見込み、12億48万8,000円を計上、2節現年度分普通徴収保険料は、直接納付式の保険料で1,434人分、8,336万3,000円を計上、3節滞納繰越分普通徴収保険料は、217万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

なお、現年度分保険料におきまして、低所得者軽減措置として特別徴収、普通徴収合わせて、第1段階から第3段階まで8,438人分、1億892万3,000円を減額しております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料は9万5,000円を計上、前年度と比較して1万5,000円の減となります。

3款国庫支出金から5款県支出金までは、令和4年度標準給付費65億5,629万円を基に、それぞれ法定負担率を乗じて算出した額を計上しております。

まず、3款国庫支出金であります、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、11億5,863万2,000円を計上、前年度と比較して497万5,000円の増となります。

66ページ、67ページをお開き願います。

2項国庫補助金は、1目調整交付金に4億9,731万9,000円を計上、前年度と比較して806万2,000円の増となります。

2目地域支援事業交付金に1億4,754万6,000円を計上、前年度と比較して132万6,000円の減となります。

3目介護保険事業費補助金に1,000円、4目介護保険災害臨時特例補助金に1,000円、5目保険者機能強化推進交付金に992万8,000円、6目介護保険保険者努力支援交付金に1,043万7,000円を計上、この項は、合わせて6億6,523万2,000円を計上、前年度と比較して659万5,000円の増となります。

4款1項支払基金交付金は、第2号被保険者負担分で、1目介護給付費交付金に17億7,020万3,000円を計上、2目地域支援事業支援交付金に7,273万9,000円を計上、この項は、合わせて18億4,294万2,000円を計上、前年度と比較して328万2,000円の増となります。

5款県支出金であります、1項県負担金、1目介護給付費負担金は9億7,216万4,000円を計上、前年度と比較して137万6,000円の増となります。

68ページ、69ページをお開き願います。

2項財政安定化基金支出金、1目交付金は、科目存置として1,000円を計上いたしました。

3項県補助金であります、1目低所得者利用対策交付金は、科目存置として1,000円を計上、2目地域支援事業交付金は7,377万3,000円を計上、3目介護保険サービス利用者負担額特例措置支援事業費補助金は、科目存置として1,000円を計上、この項は、合わせて7,377万5,000円を計上、前年度と比較して66万3,000

円の減となります。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の運用利子 2 万 4,000 円を計上、前年度と比較して 4 万 8,000 円の減となります。

70 ページ、71 ページをお開き願います。

7 款繰入金であります、1 項 1 目一般会計繰入金は 11 億 337 万 9,000 円を計上、前年度と比較して 296 万円の減となります。

内訳であります、1 節介護総務費繰入金に事務費等 1 億 114 万 2,000 円を計上、2 節介護給付費繰入金に介護給付費等 8 億 9,331 万 3,000 円を計上、3 節低所得者保険料軽減繰入金に、低所得者に対する介護保険料の軽減措置に係る国、県、市町村負担分 1 億 892 万 4,000 円を計上いたしました。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金は、3,460 万 9,000 円を計上いたしました。

8 款 1 項 1 目繰越金は、科目存置として 1,000 円を計上いたしました。

9 款諸収入であります、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者延滞金は、科目存置として 1,000 円を計上いたしました。

72 ページ、73 ページをお開き願います。

2 項雑入は、1 目第三者納付金、2 目返納金及び 3 目雑入に、科目存置としてそれぞれ 1,000 円を計上、この項は、合わせて 3,000 円を計上いたしました。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。

歳入、1 款保険料、質疑を許します。

5 番、信田義朋君。

○5 番（信田義朋君） まず、64 ページの 1 項介護保険料 1 目ですが、第 1 号被保険者保険料については前年に対して約 1,000 万円減の見込みということのようですが、この減の見込みというのは高齢者が少なくなると、年金受給者が少なくなるということなのでしょうか、理由を教えてください。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） この 1,000 万円の減の理由でございますが、これは昨年度、3 年度の予算が第 8 期介護保険料の見込みの時期で計算されたものでありまして、今回の 4 年度が第 8 期の介護保険が決定した額ということで、先ほど局長から説明する際に

その辺、保険料の決定と未定の時期のお話でこの差額が出たものでございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 5 番、信田義朋君。

○5 番（信田義朋君） 決算の前に 8 期の計画をつくらなければならなかったという状況のために見込みが狂ってしまったというふうな説明だと思います。やむを得ないことだと思うんですが、その中でこの節、3 節の滞納繰越分の表記ですけれども、繰越見込みがありますと。令和 2 年からの繰越しが 623 万 8,000 円、令和 3 年からの繰越しが、これは未収分という意味でしょうから 780 万 1,000 円の未収が見込まれていて、その回収率を 13%、あるいは 17.5% というふうに見込んで、保険料の回収を 217 万 6,000 円見込みますという表のように見受けられるわけですが、そこでこの滞納してる方の対象者数については把握されてるのか、それから市町村における非課税世帯なり非課税の方が滞納しているのかというようなことも把握してるのであれば教えていただきたい。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 滞納者数は、全て滞納者の氏名から全部把握しております。あと、非課税世帯の把握というのは、非課税世帯も含めた全ての滞納者の把握ということでおっしゃったのかと思いますが、これはいずれ滞納者については全部把握しているというふうな状態でございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 5 番、信田義朋君。

○5 番（信田義朋君） まず全て、滞納者については全て把握しているということですが、人数については把握されてるんですかと、まず 1 点質問したわけですが。

それから、これは債権回収にも関わってくるわけですので、どういう方が滞納してるのかということについては、やはりきちっと管理上、債権の管理上把握しておくべきだと思うんですが、非課税世帯とは限らないというような発言に聞こえましたが、本当ですか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 人数は滞納者数といえますか、滞納者を全て把握しておりますので、数についても全部把握しております。あと、まず各市町

村の滞納者につきましても、市町村とうちのほうで打合せといいますか毎年やっておりますので、その際に全部そのときの滞納者も含めまして、滞納者数から含めまして全てを市町村のほうと照らし合わせながら相談といいますか打合せを行って、その後の徴収につきまして相談してるというふうな状態でございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） ちょっと教えていただきたいんですが、ケアプランというお仕事がありますが、実は久慈市の一般会計予算の歳入の中にケアプランの歳入がありまして、360件で1,892万1,000円という金額が計上されておりました。これは1件当たり4,380円だというふうに伺ってますが、今現在、ケアプランの作成は、これは介護保険の中から各自治体に行ってるのか、つくってる団体がそれぞれあるわけですけども、それぞれ自治体によって計算されてその金額が各関係市町村に計算されて、各自治体の歳入として計上されてることなのか、その辺の流れをお聞かせください。例えば、これが国が計画しているケアプランの有料化になった場合に、今度は個人から徴収するということになると、この予算上どこに計上されてくることになるのかお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） ケアプランの各市町村のものにつきましては、要支援者の方のケアプランのお金だとは思いますが、久慈市のそこところを私は議会の話聞いてなかったので分からないんですけども、ケアプランのこっちから出すお金としましては、要支援の方のケアプランをやった際に1件何ぼということでお出ししておりますので、そのお金かというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） そうすると、歳出のどこに出てるんですかね。この関連でいうと。

○議長（佐々木栄幸君） 城内議員、今歳入ですの、歳出のほうでよければ質問を。

○14番（城内仲悦君） いいんだけど、関連だからその辺もし答弁できれば。悪いんですけど。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 2款保険給付費の

居宅介護サービス計画給付費。予防も併せてですね。次のページ、介護予防サービス等諸費のところの介護予防サービス計画給付費と2つのところに出ております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） 同じ64ページのところで、1項国庫負担金の介護給付負担金の中に、説明書きでは現年度分介護給付費負担金ということで、施設分とその他分というふうに2項目に分けて負担金を計算してるというか、分けて表記してるわけですが、この標準給付費額というのはどういう性質のものでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 今の質問は3款になりますので、そのときよろしく。

○5番（信田義朋君） ごめんなさい。今2款ですもんね。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2款使用料及び手数料、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3款国庫支出金、質疑を許します。

5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） 3款国庫支出金について、この標準給付費額というのはどういう性質のもので、単なる見込みではないという意味でこういう表現をしてると思うんですが、どういうものが含まれて計算されてるのでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） この介護給付費負担金、これは介護給付費、まず施設分、これも書いてありますとおり15%、その他分20%ということで、その他分というのが居宅分でございます、その負担金をこういうふうに分けて出しておるものでございます。そういう区別といいますか、それなんです、以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 上有谷事務局長。

○事務局長（上有谷満君） この20%、15%の分でございますが、本来、国の負担として施設分が20%負担する、原則20%負担となつてございます。それで、ここに書いてある15%については標準分ということで、次のページにございます調整交付金がございます。そ

の分が5%前後、保険者の能力によって5%を超えたりのところでの調整がございますので、合わせて20%分は国で確保しているというところがございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） 調整費についてもお伺いしようと思ったんですが、あらかじめ説明されてしまいましたので、調整費については了解しました。

知りたかったのは、標準給付費というのは何度も聞きますけれども、どういうものを標準費用として見ているのか、今現在の施設がある、何かいろいろなサービスを提供している施設があるわけですが、それらをひっくくめるといいますか、何か係数があってポイント化してそれで標準経費、このぐらい見込まれるということになってるのか、この金額が出た、30億の金額が出た計算式というか、その基になるものが何なのかというのを知りたいということで質問してるんですが。

○議長（佐々木栄幸君） 上有谷事務局長。

○事務局長（上有谷満君） この介護給付費の部分でございますが、8期計画で施設給付あるいは在宅の給付費等を計算してございます。それに伴う国の負担分として、施設分は先ほど言いました標準分が20%、調整分は5%何がしの部分がございます、その分が基になってございます。

いずれその連合というか、保険者でかかる給付、管内の給付見込額の20%ということでございます。

○議長（佐々木栄幸君） 5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） そうすると、第8期の介護計画、介護保険計画の中に算出の根拠となる数字があるという認識でよろしいですか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） そのとおりでございます。

○議長（佐々木栄幸君） 5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） 分かりました。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4款支払基金交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6款財産収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

7款繰入金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

8款繰越金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

9款諸収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出について、説明を求めます。

橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） それでは、88ページをお開き願います。

最初に、報酬等について、給与費明細書によりご説明申し上げます。

1 特別職であります。表の下段の比較欄で申し上げます。その他の特別職は、介護認定審査会委員及び介護保険運営協議会委員で、職員数は一人減となります。

89ページになります。

2 一般職、（1）総括、会計年度任用職員であります。表の下段の比較欄で申し上げます。職員手当17万5,000円の減、共済費5万2,000円の増、合わせて12万3,000円の減となります。

職員手当の内訳及び前年度との比較につきましては、その下の表のとおりとなります。

以上で、給与費明細書の説明を終わります。

前に戻っていただきまして、74ページ、75ページをお開き願います。

歳出、1款介護総務費であります。1項介護総務管理費、1目一般管理費は、介護保険総務事務費3,958万9,000円を計上、2項徴収費、1目賦課徴収費は、保険料の賦課徴収に係る事務費129万9,000円を計上しました。

3項介護認定審査会費であります。1目介護認定審査会費は、介護認定の審査会に係る経費2,307万2,000円を計上、76ページ、77ページをお開き願います。2目認定調査等費は、認定調査に係る事務費3,374万1,000円を計上、この項は、合わせて5,681万

3,000円を計上しました。

4項1目趣旨普及費は、介護保険趣旨普及経費53万9,000円を計上しました。

78ページ、79ページをお開き願います。

2款保険給付費は、第8期介護保険事業計画に基づく給付費見込額を計上しております。

1項介護サービス等諸費は、要介護の方がサービスを利用した場合の保険給付で、1目居宅介護サービス給付費から10目特例居宅介護サービス計画給付費まで、この項は、合わせて59億3,397万5,000円を計上、前年度と比較して6,957万1,000円の増となります。

2項介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の方がサービスを利用した場合の保険給付で、1目介護予防サービス給付費から、次の80ページ、81ページの8目特例介護予防サービス計画給付費まで、この項は、合わせて1億2,518万円を計上、前年度と比較して384万3,000円の増となります。

3項その他諸費は、1目審査支払手数料に415万4,000円を計上、2目介護給付費請求書電算処理システム料と3目低所得者利用負担対策審査支払手数料に、科目存置としてそれぞれ1,000円を計上、この項は、合わせて415万6,000円を計上いたしました。

82ページ、83ページをお開き願います。

4項高額介護サービス等費は、1目高額介護サービス費に1億6,261万5,000円を計上、2目高額介護予防サービス費に16万2,000円を計上、この項は、合わせて1億6,277万7,000円を計上、前年度と比較して152万3,000円の減となります。

5項高額医療合算介護サービス等費は、1目高額医療合算介護サービス費に1,200万円を計上、2目高額医療合算予防サービス費に3万円を計上、この項は、合わせて1,203万円を計上しました。

6項特定入所者介護サービス等費は、施設利用料のうち、自己負担となる食費と居住費について収入等に応じて限度額を設け、基準額との差額を給付するものであります。1目特定入所者介護サービス費から4目特例特定入所者介護予防サービス費まで、この項は、合わせて3億1,818万5,000円を計上、前年度と比較して5,208万6,000円の減となります。

84ページ、85ページをお開き願います。

7項その他のサービス等費、1目低所得者利用負担対策費は、科目存置として1,000円を計上しております。

す。

3款地域支援事業費は、要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者を支援するもので、第8期介護保険事業計画の標準給付費及び実績見込額を基に積算したものであります。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費に、1億8,160万円を計上、2目介護予防ケアマネジメント事業費に2,300万円を計上、この項は、合わせて2億460万円を計上、前年度と比較して790万円の減となります。

2項1目一般介護予防事業費に、6,400万円を計上しております。

3項包括的支援事業・任意事業費は、1目包括的支援事業費に1億9,514万4,000円を計上、2目任意事業費に1,315万6,000円を計上、この項は、合わせて2億830万円を計上、前年度と比較して136万円の増となります。

86ページ、87ページをお開き願います。

4項その他諸費、1目審査支払手数料に80万円を計上しました。

4款1項基金積立金であります。1目介護給付費準備基金積立金は、基金運用利子2万5,000円を計上しました。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、1目第1号被保険者保険料還付金に158万9,000円を計上、2目償還金は、科目存置として1,000円を計上、3目第1号被保険者保険料還付加算金は2万5,000円を計上、4目介護保険施設食費・居住費支給金は1,000円を計上、この項は、合わせて161万6,000円を計上しました。

6款1項1目予備費は300万円を計上いたしました。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 歳出、1款介護総務費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2款保険給付費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 先ほど歳入で聞いたときに、ケアプランの予算はこの79ページの介護予防サービス給付費等から出てるというふうな答弁でありました。

そこで、私は久慈市の要支援の分は360件というふ

うには、久慈市議会の予算委員会で確認したんですけれど、今年の予算における要支援、各自治体の要支援の件数、それからこの4,380円というのは第8期計画の中での単価なのか、この予算における単価もこの4,380円なのか。それから、ケアプランは要支援だけじゃなく1号、2号、3号、4号でも全て開始するときにはケアプランが作成されると思うんですけども、これ以外のケアプランの数、相対的に幾らの数がケアプランとして作成されてるのかお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 資料を取り寄せて答弁したいと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3 款地域支援事業費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4 款基金積立金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5 款諸支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6 款予備費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、第2条、歳出予算の流用について、説明を求めます。

橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 57ページをお開き願います。

第2条、歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険給付費及び地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の流用ができるよう定めようとするものであります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

この際、暫時休憩いたします。再開は、14時といたします。

午後1時32分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（佐々木栄幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、14番、城内仲悦議員からの質疑について、答弁を保留しておりましたので、その答弁を求めます。

橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 城内議員のご質問、非常に大変申し訳ございませんでした。ケアプランの市町村別の件数につきましては、後で後日といいますか、整理してお示ししていきたいと思いますので、大変申し訳ございません。

あと、先ほど答弁漏れしておりました滞納者数につきまして、信田議員の質問でございましたけども、令和2年度が163人、令和3年度が209人でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） では後日、お伺いに行きますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

いずれこのケアプランに関わって先ほどもしゃべったように、一般社団法人日本介護支援専門員協会というのがあります。そこがこのケアプランの有料化に反対の声明を出しておりますので、この問題いずれこれからも大変重要な問題です。介護制度そのものに対する本当に大きな被保険者に対するペナルティーになっていくので、これはぜひ私も反対をしながら頑張っていきたいと思いますが、関心を持っていきたいと思っております。いずれ後日しっかりした答弁を、お答えをいただきますようよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） これより採決いたします。

議案第2号「令和4年度久慈広域連合介護保険特別会計予算」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 賛成多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第8、議案第3号「令和3年度久慈広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入について、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） それでは、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金であります。実績見込みにより、1目総務負担金は、17万9,000円の減、2目介護保険負担金は、2,813万7,000円の増、3目火葬負担金は、98万8,000円の増、4目塵芥処理負担金は、2,303万4,000円の減、5目し尿処理負担金は、116万3,000円の減、6目消防負担金は、794万7,000円の減、この項は、合わせて319万8,000円の減額を計上いたしました。

市町村ごとの負担金の増減であります。19ページをお開き願います。

市町村負担金賦課表の右下の合計欄になります。久慈市449万2,000円の減、洋野町140万5,000円の増、野田村8万7,000円の減、普代村2万4,000円の減となっております。

前にお戻りいただきまして、8ページ、9ページをお開き願います。

3款国庫支出金、2項国庫補助金であります。1目衛生費補助金は、補助金の確定により、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金19万7,000円の増額を計上いたしました。

5款財産収入、2項財産売払収入であります。1目物品売払収入は、実績見込みにより、資源物売払収入1,604万8,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 歳入、1款分担金及び負担金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5款財産収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出について、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 歳出であります。まず補正予算給与費明細書について、ご説明申し上げます。

16ページをお開き願います。

一般職、（1）総括であります。比較欄でご説明いたします。

実績見込みにより、職員数一人の減、報酬7万2,000円の増、給料232万3,000円の減、職員手当518万円の減、共済費7万4,000円の増、合わせて735万7,000円の減額となります。

18ページをお開き願います。

（2）報酬、給料及び職員手当の増減額の明細であります。実績見込みにより、報酬7万2,000円の増額、給料232万3,000円の減額、職員手当518万円の減額となります。

以上で、補正予算給与費明細書の説明を終わります。

前にお戻りいただきまして、12ページ、13ページをお開き願います。

歳出、2款総務費、1項総務管理費であります。1目一般管理費は、実績見込みにより、職員給与費47万9,000円の増、ほか1件の増、3件の減、合わせて17万9,000円の減額を計上いたしました。

3款民生費、1項1目介護保険費であります。実績見込みにより、介護保険特別会計への介護給付費繰出金3,238万5,000円の増、ほか2件の減、合わせて2,813万8,000円の増額を計上いたしました。

4款衛生費であります。1項衛生総務費、1目衛生総務管理費は、実績見込みにより、職員給与費44万8,000円の減、ほか1件の減、合わせて50万4,000円の減額を計上いたしました。

2項保健衛生費、1目火葬衛生費は、実績見込みにより、斎場維持管理経費98万8,000円の増額を計上いたしました。

3項清掃費、1目ごみ焼却処理費は、実績見込みにより、ごみ焼却場維持管理経費352万5,000円の減額、2目粗大ごみ処理費は、実績見込みにより、最終処分

場維持管理経費187万2,000円の減、ほか1件の減、合わせて301万2,000円の減額、3日し尿処理費は、実績見込みにより、し尿処理場維持管理経費91万2,000円の減額、14ページ、15ページをお開き願います。この項は、合わせて744万9,000円の減額を計上いたしました。

5款1項消防費であります、1目消防本部費は、実績見込み等により、職員給与費865万1,000円の増、ほか2件の増、3件の減、合わせて462万3,000円の増額、2目署所管理運営費は、実績見込みにより、職員給与費1,269万3,000円の減、ほか1件の増、合わせて1,257万円の減額、この項は、合わせて794万7,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 歳出、2款総務費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3款民生費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4款衛生費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 4款2項1目火葬衛生費ですが、98万8,000円の補正の内容をお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 4款2項火葬衛生費、98万8,000円の増額の内訳でございますけども、燃料費等令和3年度見込みが406万980円ということで、予算に対して37万6,980円の不足。あと電気料につきましては、令和3年度見込みが753万2,654円で、予算に対して60万1,654円の不足ということで、燃料費37万7,000円増、電気料61万1,000円の増を計上しております。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 火葬場の待合室にテレビがあるわけですが、契約はどちらがしてるんですか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 放送受信料につきましては、指定管理のほうの費用に含まれておりますので、そちらのほうで支出になっております。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 地上波は映ってるんですけど、衛星がないんですけど、衛星については予算化してませんか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） B Sの部分については、今施設のほうにはついておりませんので、指定管理者と今協議をしているところですけども、ただ、まず斎場のほうにB Sの受信が必要なかどうかということで意見がございまして、あくまでも斎場のほうは火葬する、要は亡くなった方を、結局テレビを見る場ではないというようなお話等もございまして、その設置については慎重に検討したいと思っております。

○議長（佐々木栄幸君） 4回目ですけどね。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） そういう議論をするんだったら、初めからつけなきゃいいんですよ。つけてやっぱりB Sを見たいという人もいるわけですから。それはやっぱり待ってるわけですから、あそこで。そういう議論をするんだったら最初からつけるべきではないし、私はやっぱり必要だと思うんですよ。やっぱりいろんなことを話したり、悲しくてしゃべりたくないとかあるだろうし、そんなのもあるわけで、状況はね。そこのところはやっぱり、ぜひそういう議論じゃなくて、必要な施設としてぜひご検討いただきたいと思いますが、お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まず設置につきましては、指定管理者とも再度協議を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5款消防費、質疑を許します。

6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 消防費、署所管理運営費の給料それから職員手当の部分の内訳ですかね。内訳を伺いたいと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） すみません、この分は資料を取り寄せてお答えしたいと思いますので。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、第2条、繰越明許費について、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 第2条、繰越明許費について、表によりご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費について、表のとおり定めようとするものであり、通信指令業務経費について年度内に事業期間の確保ができない見込みから、事業費を翌年度に繰越ししようとするものであります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

この際、暫時休憩いたします。再開は、2時25分といたします。

午後2時15分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（佐々木栄幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、6番、南一郎議員からの質疑について、答弁を保留しておりましたので、その答弁を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 先ほど保留しておりました職員手当の内訳でございますが、扶養手当が75万5,000円の減、住居手当が26万9,000円の減、通勤手当が55万3,000円の減、超過勤務手当が327万5,000円の増、休日勤務手当が344万3,000円の増、夜間勤務手当が4万6,000円の減、特別勤務手当が10万6,000円の減、期末勤勉手当が1,235万円の減、寒冷地手当が2万3,000円の減、児童手当が50万5,000円の増となっております。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 減になった理由というのは、どのようになっていますか。

○議長（佐々木栄幸君） 板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 減になった理由ということでございますが、当初予算で見込んでいた分と実績が違うということで減にはなってるんですが、一番大きい分が期末勤勉手当、これの支給率が、12月の分が改正になっておりますので、その分が一番影響していると捉えております。

○議長（佐々木栄幸君） これより採決いたします。

議案第3号「令和3年度久慈広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。~~~~~

日程第9 議案第4号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第9、議案第4号「令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入について、説明を求めます。

橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） それでは、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、実績見込みにより、現年度分特別徴収保険料及び普通徴収保険料、合わせて346万6,000円の減額を計上いたしました。

3款国庫支出金であります。1項国庫負担金、1目介護給付負担金は、現年度分介護給付費負担金に929万円の増額を計上いたしました。

2項国庫補助金は、1目調整交付金の現年度分に431万1,000円の減額を計上、2目地域支援事業交付金の現年度分に1,325万9,000円の減額を計上、5目保険者機能強化推進交付金は、交付金交付決定に伴い7万円の減額を計上、6目介護保険保険者努力支援交付金は、交付金交付決定に伴い7万円1,000円の減額を計上、この項は、合わせて1,771万1,000円の減額を計上いたしました。

4款1項支払基金交付金であります。1目介護給付費交付金は、現年度分に1,654万9,000円の増額を計

上、2目地域支援事業支援交付金は、現年度分に151万5,000円の減額を計上、この項は、合わせて1,503万4,000円の増額を計上いたしました。

これらは保険給付費等、見込額の増に伴う第2号被保険者負担分の増額になります。

5款県支出金であります。1項県負担金、1目介護給付費負担金は、現年度分に1,062万9,000円の増額を計上、これは保険給付費実績見込みの増に伴う県負担分の増額になります。

3項県補助金、2目地域支援事業交付金は、現年度分に662万9,000円の減額を計上、これは地域支援事業費実績見込みの減に伴う県交付分の減額になります。

7款繰入金であります。1項1目一般会計繰入金は、実績見込みによる介護総務費繰入金327万円の減、保険給付費見込額の増による介護給付費繰入金3,238万5,000円の増、この項は、合わせて2,911万5,000円の増額を計上いたしました。

10ページ、11ページをお開き願います。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は、収入見込額増に伴い、1,834万1,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 歳入、1款保険料、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4款支払基金交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

7款繰入金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出について、説明を求めます。

橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 歳出であります。まず補正予算給与費明細書について、ご説明申し上げ

ます。

18ページをお開き願います。

一般職、（1）総括、会計年度任用職員であります。比較欄でご説明いたします。

実績見込みにより、報酬16万3,000円の増、共済費8万2,000円の減、合わせて8万1,000円の増となります。

以上で、補正予算給与費明細書の説明を終わります。

前にお戻りいただきまして、12ページ、13ページをお開き願います。

歳出、1款介護総務費、1項介護総務管理費、1目一般管理費は、会計年度任用職員共済費等1万8,000円の減額を計上、3項1目介護認定審査会費は、実績見込みにより28万4,000円の減額を計上、2目認定調査等費は、実績見込みにより296万8,000円の減額を計上、この項は、合わせて325万2,000円の減額を計上いたしました。

2款保険給付費は、各種保険給付費の実績見込みによる増減であります。1項介護サービス等諸費は、1目居宅介護サービス給付費から9目居宅介護サービス計画給付費まで、この項は、合わせて5,427万5,000円の増額を計上いたしました。

14ページ、15ページをお開き願います。

2項介護予防サービス等諸費は、1目介護予防サービス給付費から7目介護予防サービス計画給付費まで、この項は、合わせて72万5,000円の減額を計上いたしました。

3項その他諸費は、1目審査支払手数料に49万8,000円の増額を計上いたしました。

4項高額介護サービス等費は、1目高額介護サービス費に1,201万7,000円の増額を計上いたしました。

6項特定入所者介護サービス等費は、1目特定入所者介護サービス費に477万3,000円の減額を計上いたしました。

3款地域支援事業費であります。1項1目介護予防・生活支援サービス事業費に1,393万円の減額を計上、2目介護予防ケアマネジメント事業費に250万円の減額を計上、この項は、合わせて1,643万円の減額を計上いたしました。

16ページ、17ページをお開き願います。

3項包括的支援事業・任意事業費は、1目包括的支援事業費に2,367万4,000円の減額を計上いたしました。

4項その他諸費は、1目審査支払手数料に15万円の減額を計上いたしました。

4款1項基金積立金であります。1目介護給付費準備基金積立金に2万1,000円の増額を計上いたしました。

5款1項償還金及び還付加算金であります。2目償還金に13万2,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 歳出、1款介護総務費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2款保険給付費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3款地域支援事業費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4款基金積立金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5款諸支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号「令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第10 議案第5号

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第10、議案第5号「個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

板垣総務企画課長。

**○総務企画課長（板垣俊隆君）** 議案第5号「個人

個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止され、「個人情報の保護に関する法律」に統合されることから、個人情報保護条例で引用する法律名及び条項について、所要の整備をしようとするものであります。

条例の施行期日は、令和4年4月1日としようとするものであります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 説明が終わりました。

質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** デジタル社会に向かってということで、政府が6つの議案とか出して国会で強行してましたけど、それに関わってのことだと思うんですが、このことによって自治体の個人情報がいわゆる筒抜けになるということはないとふうに認識しますが、そういうふうに捉えてよろしいですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 板垣総務企画課長。

**○総務企画課長（板垣俊隆君）** 今のご質問ですが、基本的には情報が漏れるということは想定しておりませんが、国の法律と今連合の個人情報保護条例、これを比較してどの部分が不足しているかとか、そういうものをいろいろ調べて今後精査したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号「個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第6号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第11、議案第6号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 議案第6号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて」ご説明を申し上げます。

本案は、令和4年3月31日をもって陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること、及び岩手県市町村総合事務組合規約を変更することの協議に関し、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第12 議案第7号

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第12、議案第7号「いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中屋敷消防次長。

**○消防次長（中屋敷亨君）** 議案第7号「いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めることについて」ご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第252条の2の2第1項の規定により、令和4年4月1日から花巻市、遠野市、陸前高田市、盛岡地区広域消防組合、宮古地区広域行政組合、釜石大槌地区行政事務組合、奥州金ヶ崎行政事務組合、北上地区消防組合、二戸地区広域行政事務組合及び久慈広域連合の消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的として、いわて消防通信指令事務協議会規約を別紙のとおり制定し、いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 説明が終わりました。

質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 確認しますが、この協議会規約の第6条協議会の組織「協議会は会長及び委員9人をもって組織する」、第7条会長については「第7条会長は、盛岡地区消防組合消防本部消防長の職にある者をもって充てる。」「2、会長は会務を総理し、協議会を代表する」「3、会長は非常勤とする」となっておりますが、そこでこれの先ほどの議決の条項は252条の2の2の第3項になりますが、この5条、7条の件について言うと252条の3「普通地方公共団体の協議会は、会長及び委員をもってこれを組織する」となっていますが、このことがこの条項の根拠になっているというふうに理解してよろしいですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中屋敷消防次長。

**○消防次長（中屋敷亨君）** ただいまのご質問に対し、ご説明を申し上げます。

おっしゃいますとおり、基本的に会長と委員をもって組織するということについては、そのとおりでございます。

ただし、副会長の必要性については、先ほど来、答弁しておりますとおり、今後の必要性の各消防本部との協議を行うということについては、意思は変わっておらないものであります。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 意思は変わらないとしても、この根拠に基づいて現在の規約は提案したというふう  
に捉えていいんですね。この条項を使っていますね。

○議長（佐々木栄幸君） 中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） はい、そのとおりでござ  
います。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号「いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

閉会

○議長（佐々木栄幸君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、第10回久慈広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。ご苦勞さまでした。

午後2時43分 閉会

